

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
当分の翌日  
に当り、  
その日は、  
休むこと  
とする)

## 目 次

◇教委規則  
教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則  
(教職員課)

### 教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

#### 鳥取県教育委員会規則第一号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第七条の表第一号ハ中「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に、「第三号」を「第二号」に改める。  
第十条第一項第一号中「称号」を「学位」に改める。  
別表第一から別表第三までを次のように改める。  
別表第一(第二十三条関係)

教 諭				小 学 校				許状の種類		受けようとする免状の種類	
二種		免許状		一種		免許状		在職年数		修得することと必要とする科目及び最低単位数	
一〇	九	八	七	一〇	九	八	七	六	四〇	一四	一四
二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一四	一四
八	八	九	九	七	九	一〇	一一	一二	一四	一四	一四
一四	一七	一九	二二	八	九	一〇	一一	一二	一四	一四	一四

		教 諭						中 学 校							
		免 許 状 二 種						免 許 状 一 種							
七	六	二二	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇	九	八	七	六	二二	一一
三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇
二二	二三	八	一一	一四	一七	一九	二二	二二	一四	一六	一九	二二	二三	七	七
四	五	七	七	八	八	九	九	三	三	四	四	四	五	八	一一

		教 諭						幼 稚 園						校 教 諭 高 等 学	
		免 許 状 二 種						免 許 状 一 種						免 許 状 一 種	
二二	一一	一〇	九	八	七	一一	一〇	九	八	七	六	一一	一〇	九	八
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	一五	二〇	二五	三〇
七	七	八	八	九	九	七	九	一〇	一一	一二	一四	一二	一四	一六	一九
八	一一	一四	一七	一九	二二	八	九	一〇	一二	一三	一四	三	三	四	四

備考

一 単位の修得に当たっては、受けようとする免許状の種類に応じて、教科に関する科目及び教職に関する科目の単位を含めて合計単位数を修得するものとする。

二 昭和二十九年改正法附則第八項の規定の適用を受ける者については、この表の高等学校教諭の一種免許状の項に規定する修得することを必要とする科目及び最低単位数を参酌して別に定める。

別表第二(第二十三条関係)

免許状の種類	受けようとする免許状の種類		在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数	
	一種免許状	二種免許状		合計単位数	養護に関する科目
養護	四	七	一五	一一	四
教諭	五	八	一〇	八	二
二種免許状	九	二〇	一五	一六	五
一種免許状	一〇	二五	二〇	一二	三
合計単位数	一〇	二五	二〇	一二	三
養護に関する科目	八	一六	一二	一二	三
教職に関する科目	二	五	四	二	三

備考 単位の修得に当たっては、受けようとする免許状の種類に応じて、養護に関する科目及び教職に関する科目の単位を含めて合計単位数を修得するものとする。

別表第三(第二十三条関係)

一 教科に関する科目

免許状の種類	受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容
小学校教諭	一種免許状及び二種免許状	一四	免許法施行規則第二条に掲げる教科に関する科目(以下「小学校の科目」という。)のうち七以上の小学校の科目(音楽、図画工作及び体育(以下「音楽等」という。))のうち二以上の小学校の科目を含むこと。( )につき各二以上
養護	一種免許状	一四	六以上の小学校の科目(音楽等)のうち二以上の小学校の科目を含むこと。( )につき各二以上
二種免許状	二種免許状	一〇又は一一	五以上の小学校の科目(音楽等)のうち一以上の小学校の科目を含むこと。( )につき各二以上
一種免許状	一種免許状	七以上九以下	五以上の小学校の科目(音楽等)のうち一以上の小学校の科目を含むこと。( )につき各一以上

<p>幼稚園 教諭</p>	<p>高等学校 教諭</p>	<p>中学校 教諭</p>
<p>一種免 許状及 び二種 免許状</p>	<p>一種 免許状</p>	<p>一種免 許状及 び二種 免許状</p>
<p>一四  二二又は二三</p>	<p>二二以上</p>	<p>八以上二三以下</p>
<p>五以上の小学校の科目(国語、算数及び生活(以下、「国語等」という。))並びに音楽等のうち四以上の小学校の科目を含むこと。)  四以上の小学校の科目(国語等のうち一以上の小学校の科目及び音楽等のうち一以上の小学校の科</p>	<p>免許法施行規則第四条第一項の表に掲げる免許教科(看護実習、家庭実習農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習に係る免許状にあつては、それぞれ看護、家庭、農業、工業、商業、水産又は商船の免許教科とする。)の種類に応じ、同表に掲げる教科に関する科目につき各一以上</p>	<p>免許法施行規則第三条第一項の表に掲げる免許教科(職業実習に係る免許状にあつては、職業の免許教科とする。)の種類に応じ、同表に掲げる教科に関する科目につき各一以上</p>

免許状	二種		一種		種類	養護に関する科目
	一八以上 以下	一一五以下 以上	一六	一一八以上 以下		
一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	二以上	<p>内       容</p>
一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	二以上	
一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	
一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	
一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	
一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	
一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	
二以上	五以上	七以上	二以上	三以上	三以上	

<p>七以上一一以下</p>	<p>目を含むこと。)</p>
<p>三以上の小学校の科目(国語等のうち一以上の小学校の科目及び音楽等のうち一以上の小学校の科目を含むこと。)</p>	<p>につき各一以上</p>

三 教職に関する科目  
イ 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教諭

教諭		小学校		小学校		の種 類	する免許状 とす る科 目	受けようと 修得す ること を必要 とする	教育の 本質及 び目標 は生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程に関 する科 目	幼児、 児童又 は生徒 の心身 的、 制度的 又は経 営的な 事項に 関する 科目	教育に 係る社 会的、 び技術 (情報 機器及 び教材 の活用 を含む 。 )に 関する 科目	教育の 方法及 び技術 に関する 科目	教科教 育法に 関する 科目	道徳教 育に関 する科 目	特別活 動に関 する科 目	教育課 程一般 に関する 科目	保育内 容に関 する科 目	指導法 に関する 科目	生徒指 導及び 教育相 談に関 する科 目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 に関する 科目	
二種 免許 状	一種 免許 状	二種 免許 状	一種 免許 状	二種 免許 状	一種 免許 状																
一八以上 以下	一一六以上 以下	一二七以上 以下	二二	一八以上 以下	一二四以上 以下	位数 最低単 位															
二以上	二以上	四以上	五以上	二以上	四以上																
四以上	六以上	九以上	一一以上	四以上	六以上																
一以上	一以上	一以上	二以上	任意	一以上																

内 容



附 則

この規則は、公布の日から施行する。